

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成13年9月19日

答申日：平成14年7月17日

事件名：原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件  
(平成13年諮問第142号)

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」(以下「本件対象文書」という。)につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条2号に該当することを理由に不開示とした部分のうち、別表第2欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、法3条に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成13年5月1日付け平成13-04-27公開資第3号により資源エネルギー庁長官が行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載並びに口頭意見陳述の聴取の結果によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 異議申立人は、開示請求書において、第70回総合エネルギー調査会原子力部会(平成11年12月16日)に提出された通商産業省(現経済産業省)が作成した資料「原子力発電の経済性について」(以下「部会配付資料」という。)中の燃料費(核燃料サイクルコスト)内訳の算出の根拠に関連する資料の開示請求をしたところ、諮問庁は、開示請求に係る行政文書として、本件対象文書及び「核燃料サイクルコスト試算についてー原子力部会(平成11年12月)における原子力発電の経済性試算時のリサイクル・コスト試算に関する説明ー」(以下「対外説明用資料」という。)について、前者の文書を一部開示し、後者の文書を全部開示した。

#### (2) 法5条2号口該当性について

諮問庁は、電力会社に対して許認可権限、報告徴収権限を有してい

るにもかかわらず、諮問庁からの要請に基づき、電気事業連合会（以下「参加人」という。）から公にしないとの条件で任意に資料提供及び調査協力を受け、取引データ等を収集したと説明しているが、これを裏付ける根拠及び証拠を示さず、任意提供という表面的な入手形式をもって、法5条2号ロに該当するとして不開示としたことは違法な処分である。

また、諮問庁は、本件対象文書に記載されている取引データ等は、参加人において非公開の内部情報として管理されているものであり、公にしないとの条件を付することに合理性があるとしているが、保護を要する内部情報であるかどうかの客観的な判断基準が無いならば、諮問庁と参加人の秘匿体質のもたれ合いが助長されることとなる。原子力発電の経済性に国民の広い関心が集まっていることを踏まえ、提供当時の諸般の事情やその後の変化も考慮するならば、公にしないとの条件を付することの合理性は希薄である。

（3）法5条2号イ該当性について

参加人は、電力各社で構成されている団体である。また、原子力発電の基本的な施策は、原子力委員会が策定する長期計画に基づき推進されてきており、使用済燃料の再処理は、電力各社が出資する唯一の再処理事業者に一手に引き受けさせることとされている。

これらのことは、仮に電気事業全体として電力各社が競争関係にあるとしても、原子力発電においては、競争関係のない国策であることを明確に示すものである。また、参加人に加盟している電力各社は本件対象文書に記載されている情報を共有しており、この点からも、当該情報を公にすることによる競争上の不利益の発生は考えられない。

諮問庁は、不開示にした情報を公にすると、参加人と電力各社及びその取引相手（以下「電力各社等」という。）との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、核燃料の再処理費用に関する情報を公にすることは、契約交渉において不利な立場に立たされ、電力各社の競争上の地位を害するおそれがあるとするが、具体的説明や立証をしていない。一般的な価格決定の概念から推論すると、契約価格が公開された場合は、売り手の間で競争を刺激し、購入側である電力会社に、より安い価格を提示する方向へと競争を促すことになる方が合理的である。

（4）法5条2号ただし書該当性について

諮問庁は、平成11年12月に「あらゆる発電方式の中で原発の発

電単価が最も安い」旨の文書を公表したものの、発電単価計算の根拠となる本件対象文書を示さなかった。

電力は一部の大口需要家にしか自由化されておらず、一般消費者は電力会社の地域独占の中で、選択の余地なく「言い値」の電気料金を支払わなくてはならない。原子力発電の経済性は、国民が支払う電気料金に直接影響する。国が推進するプルサーマル計画では、燃料製造と安全性に国民から疑問と不安が起きていて、その燃料コストは、同計画の是非を議論する上での基礎資料である。さらに、原子力行政は、「自主、民主、公開」の3原則をうたっている。本件対象文書が不開示のままでは、国民が支払う電気料金が適切であるか否かの判断をすることは不可能であり、また、原子力発電の単価の安さが、安全性に費やすべきコストまで省いて実現されたものでないかどうかを確認して検証する必要がある。

原子力発電のコストの問題は、国民生活の暮らしやすさと安全性に深く結び付いており、すべての国民の生活に影響する公共性の高い問題である以上、法5条2号ただし書の情報に該当することは明らかであり、仮にそれが電力各社の内部情報であって、その利益を制限する可能性があったとしても、開示すべきである。

#### (5) 不開示情報の独立一体性の範囲について

諮問庁は、大阪府知事交際費訴訟に関する平成13年3月27日の最高裁判決（以下「最高裁判決」という。）等を援用して、これ以上の部分開示をする考えがないことを主張しているが、この主張は、諮問庁が本件対象文書の個別具体的な情報ごとに即した主張を行っていないこと、最高裁判決における知事交際費は本件対象文書の情報とは異なる情報であり、そのまま適用できるものではないこと、最高裁判決は地方自治体の情報公開条例で積み上げてきた部分開示の必要性、その運用の在り方を理解していないものであり、批判があるものであることなどから、説得力を欠くものである。

#### (6) 法7条に基づく裁量的開示について

諮問庁が法7条の規定に基づく裁量的開示を行わないことが妥当であるとする根拠は、上記の反論によって崩れているので、その主張は当を得ていない。

使用済燃料を直接処分するか再処理するかは、世界でも路線選択の結論が分かれており、核不拡散や経済性など総合的な判断により行われている。これは国民の税金を使って進めている政策であり、将来子

供達が負担する問題でもある。必要な情報を開示し、国民の検証を受けた上で、政策の選択を行うべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象文書作成の経緯

本件対象文書は、平成11年12月16日に開催された第70回総合エネルギー調査会原子力部会の部会配付資料において示された原子力発電原価のうち、燃料費部分（核燃料サイクルコスト部分）の算出の基礎となった設定単価及びその根拠となる取引や事業の将来計画に関するデータ等を取りまとめたものであり、諮問庁の要請を受けた参加人からの公にしないとの条件での資料の提供及び調査協力により、諮問庁が作成したものである。

#### 2 法5条2号ロ該当性について

本件対象文書について不開示とした部分は、諮問庁の要請を受けて、公にしないとの条件を前提に、参加人から任意に提供された参加人及び電力各社の内部情報である取引実績や事業の将来計画等に関するデータ等が記載されている。これらの情報は、提供当時から現時点に至るまで参加人において内部情報としての位置付けが維持されているものである。提供当時の諮問庁の担当者及び参加人の担当者から事実関係を聴取した結果においても、本件対象文書の作成作業が開始された平成11年8月から9月にかけて、参加人から情報の提供が行われる際に、口頭で内部情報として非公開扱いとするよう要請があり、諮問庁の担当者もこれを了承していたことを確認している。当時は、所管行政に関して諮問庁と参加人との打ち合わせが日常的に行われており、参加人から提供される資料等が保護を要する内部情報である場合には、担当者が口頭で非公開扱いを合意した上で受領する慣行があった。

したがって、これらの情報は、法5条2号ロの不開示情報に該当する。

なお、法5条2号ロの「行政機関の要請」には、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれると解すべきである。本件対象文書の場合、原子力部会における原子力発電の経済性に関する審議のために作成されたものであり、かかる目的のために電気事業法に基づく報告徴収権限を行使することは、「法律の行使に必要な限度」を逸脱するものであると考えられる。

#### 3 法5条2号イ該当性について

本件対象文書について不開示とした部分には、参加人に加盟する電力

各社の取引実績や事業の将来計画等に関するデータ等が記載されている。取引実績に関する情報については、契約書上当事者に守秘義務が課されており、これを公にすることは、取引先から守秘義務違反を問われるおそれがある。また、ウラン資源の無い我が国にとって原子燃料は売り手市場であり、これまで知り得なかった情報を売主が知ることとなった場合、価格交渉が不利になるおそれがある。

また、事業の将来計画に関する情報についても、これを公にすることにより、電力各社等が当該事業に充てるべき費用についての方針が明らかになるなど、今後関係者等との間で行われる交渉において、電力各社等に不利な状況をもたらすおそれがある。特に、高レベル放射性放射性廃棄物貯蔵等の事業は、保管という経費変動の少ない事業であり、40年間の合計値であっても、取引先事業者はこれを元に設備費や各年度の経費に関して相当程度に具体的な推定を行うことが可能である。

さらに、このような内部情報を公にすることは、参加人と電力各社等との信頼関係が損なわれる等、電力各社等の事業運営に支障を生じるおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当する。

#### 4 法5条2号ただし書該当性について

本件対象文書について不開示とした部分は、原子力発電の安全性に関するデータ等を含むものではないが、原子力政策やエネルギー政策が「人の生命、健康、生活又は財産」に関する利益と関係するものである以上、これらの情報を公にすることにより、これらに関する国民的政策議論を通じて保護され得る「人の生命、健康、生活又は財産」に関する利益の存在は否定できないと考えられる。

しかし、原子力政策に関する情報に関しては、これまで諮問庁及び関係省庁においてその公開に努めてきたところであるとともに、核燃料サイクルコストに関しては、計算方法及びその基礎となる単価が既に開示されている状況を踏まえれば、仮に国民的政策議論の必要性を認めたとしても、更なる開示を行う実質的意義は乏しく、また、不開示とした部分を公にすることと「人の生命、健康、生活又は財産」に関する利益との関係も間接的である。原子力基本法2条に定める基本方針のうち「公開」原則は、原子力発電という明確に平和利用の枠内にある事業に関する私権を制限して取引価格等の内部情報を公にすることを強制するまでの効力を有するものと解することはできない。同法の制定時における提案者側の説明も、商業上の利益を守る意味での秘密は、「公開」原則と両

立し得ることとしている。

したがって、法5条2号イ及びロが認める第三者の利益保護を害してまで、本件対象文書について不開示とした部分の開示により保護すべき「人の生命、健康、生活又は財産」に関する利益は認められない。

#### 5 不開示情報の独立一体性の範囲について

行政文書に記録された情報について法5条各号該当性を判断する前提として、判断の対象となる「情報」を把握する必要がある。法における「情報」の単位とは、ある事象、事柄を伝達することができるものとして、社会通念上独立した一体的なものとなっているといえることができる範囲で一個の情報となると解されるもので、このような情報の単位の捉え方は、最高裁判決等の判旨に合致するものである。

したがって、本件対象文書に含まれる情報を検討すれば、少なくとも、それぞれの見出し、段落、表（注記類を含む。）ごとに情報の単位を構成し、それらが二つ以上に分かれると考えることは適切ではない。本件文書のうち既に開示した部分は、こうした情報を更に細分化して裁量により可能な限りの開示を行ったものであるが、これ以上の開示は個々の情報を更に細分化して開示することであるため法の予定したところであるとは言えず、更なる細分化を求めることが行政不服審査法47条3項の異議申立てに理由があるときには当たらない。

#### 6 法7条の適用について

本件対象文書について不開示とした部分を公にすることによる公益上の利益としては、原子力政策やエネルギー政策に関する国民的政策議論に資することが考えられるが、上記4のとおり、法が認める第三者の利益保護を害してまで、不開示とした部分を開示すべき特段の必要性は認められない。

本件対象文書は、原子力部会資料の作成に資するための基礎資料に過ぎず、また、不開示とした部分は、原子力発電の安全性等に関するデータ等を含むものではないことから、その他の理由によっても不開示とした部分を開示すべき特段の必要性は認められない。

### 第4 参加人の主張の要旨

#### 1 公にしないことを条件に任意に提出したこと

本件対象文書で不開示とされた情報は、諮問庁から提出の要請を受け、公にしないことを条件に任意に提供したものである。諮問庁も、その条件の下で当該情報の提供を受けることを了解していた。第70回原子力部会開催後に諮問庁で対外説明用資料を取りまとめた際にも、参加人か

ら、現在開示されているデータ以上は公表しないよう要請し、了解されている。

本件情報を提供した当時から現在に至るまで、電力各社における契約交渉の方法等に変化はなく、公にしないという条件を変更するような状況にはないと考えている。

## 2 不開示部分が開示されることによる支障（不利益）

契約交渉を行う交渉当事者にとって、交渉相手方の他の取引先との取引価格、市況感、将来計画、予算見積り等の情報は、交渉を行う上での重要な関心事項である。これらの情報は各当事者の営業上の秘密事項であり、交渉当事者は、これらを独自の資料に基づいて交渉に当たっている。商業条件等の契約の具体的内容については、各契約において当事者間で守秘義務が課せられており、契約当事者以外が知り得る情報は、非常に限られている。本件不開示部分には、電力各社の取引実績、具体的な契約条件及び将来の計画に関する情報等、各社の秘密に属する情報が含まれている。当該箇所が開示された場合、電力各社の情報が交渉相手先に一方的に把握されることとなり、電力各社が交渉の場で不利になることが予想される等、商取引上の不利益を被るおそれがあり、電力各社の正当な権利及び競争上の地位を害するおそれがある。

また、本データは電力各社等の内部情報に関するものであり、当該箇所が開示されれば、参加人と電力各社等との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、参加人としての情報管理が損なわれることとなる。

## 3 原子燃料調達平均単価を算出した実績反映期間について

商取引において売主の方が買主よりも自ら取り扱う商品について多くの情報を保有していることは、一般的認識であると思われるが、原子燃料においても同様であり、買主である電力各社が保有する価格に関する情報量は、売主と比較すればかなりの劣位にあると考えられる。

契約交渉等の際売主は、自社が保有する価格情報や既に開示されている情報等により日本の取引価格の相場についての分析・評価等を行うものの、不確定要素が多いため、かなり不確実な類推ができる状態に留まっていると思われる。しかし、これまで売主が知り得なかった電力各社の取引実績の平均単価の実績反映期間が開示された場合、より確実な相場認識の下、売主側が一層有利に契約交渉を行うことが可能になるおそれがある。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行っ

た。

- 1)平成13年9月19日 諮問書の受理
- 2)同日 諮問庁から理由説明書を收受
- 3)同年10月17日 異議申立人から意見書を收受
- 4)同年11月2日 参加人から意見書を收受
- 5)同月5日 本件対象文書の見分及び審議
- 6)同月19日 諮問庁の職員（資源エネルギー庁電力・ガス事業部核燃料サイクル産業課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- 7)同月21日 諮問庁から法27条3項の資料を收受
- 8)同月26日 諮問庁の職員（資源エネルギー庁電力・ガス事業部核燃料サイクル産業課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- 9)同年12月21日 諮問庁から法27条3項の資料を收受
- 10)平成14年1月15日 異議申立人から意見書を收受
- 11)同月28日 異議申立人及び補佐人からの口頭意見陳述の聴取及び審議
- 12)同月31日 異議申立人から意見書を收受
- 13)同年2月26日 参加人から意見書を收受
- 14)同月27日 審議
- 15)同年3月12日 審議
- 16)同月26日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- 17)同日 参加人の職員及び諮問庁の職員（資源エネルギー庁電力・ガス事業部核燃料サイクル産業課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- 18)同年4月8日 異議申立人から意見書を收受
- 19)同月12日 参加人から意見書を收受
- 20)同年5月15日 審議
- 21)同月27日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- 22)同月29日 諮問庁の職員（資源エネルギー庁電力・ガス事業部核燃料サイクル産業課長ほか）からの口頭意見陳述の聴取
- 23)同年6月11日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- 24)同月12日 審議
- 25)同月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- 26)同月25日 異議申立人から意見書を收受
- 27)同日 審議
- 28)同年7月10日 審議



- 29)同月12日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- 30)同月15日 異議申立人から意見書を收受
- 31)同日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書の性質等

本件対象文書は、平成11年12月16日に開催された第70回総合エネルギー調査会原子力部会の部会配付資料において示された原子力発電原価のうち、燃料費部分（核燃料サイクルコスト部分）の算出の基礎となった設定単価及びその根拠となる取引や事業の将来計画に関するデータ等を取りまとめたものであり、フロントエンドコスト部分（ウラン鉱石調達・精鉱、転換、濃縮及び成型加工に関するコストの根拠）とバックエンドコスト部分（使用済燃料の構内・構外輸送、再処理、高レベル放射性廃棄物の貯蔵・処分、その他の廃棄物の処理・貯蔵・処分、中間貯蔵等に関するコストの根拠）とで構成されている。

諮問庁は、本件対象文書に記載されている情報のうち、計算方法及びその基礎となるそれぞれの単価を開示し、次の情報を不開示としている。

#### ア フロントエンドコスト

- ① フロントエンドの単価設定に関する実績反映期間及び年数並びに参加人の市況認識等
- ② 鉱石調達・精鉱の単価設定に関する実績反映期間及び年数
- ③ 転換の単価設定に関する実績反映期間及び年数並びに参加人の市況認識等
- ④ 濃縮の単価設定に関する実績反映期間及び年数
- ⑤ 成型加工の単価設定に関する実績反映期間及び年数
- ⑥ MOX成型加工の事業計画の内容、費用内訳等
- ⑦ 精鉱～成型加工（天然ウラン）の単価設定に関する実績反映期間及び年数並びに参加人の市況認識等
- ⑧ フロントエンドの電力各社等の取引実績

#### イ バックエンドコスト

- ① 使用済燃料構内・構外輸送の算出方法、輸送費用の各項目に関する実績値等
- ② 再処理の積算内訳及びその説明（積算項目、単価及び積算条件）
- ③ 電力各社と再処理事業者との間の覚書の概要
- ④ 高レベル放射性廃棄物の貯蔵に係る費用内訳等
- ⑤ その他廃棄物の処理・貯蔵・処分に係る費用内訳等

## ⑥ サイクル税の見通し

### 2 法5条2号口該当性について

- (1) 諮問庁及び参加人の意見書及び説明によれば、原子力部会資料作成のために、諮問庁から資料提出の要請があり、平成11年8月11日に最初の打合わせが行われ、参加人から今後の資料提出等の協力に当たって、口頭で、取引価格等の内部情報については、公にしないとの条件を示し、諮問庁の担当者がこれを了承し、その後の数回の資料提出においても、参加人が公にしないと条件を示し、諮問庁の担当者がこれを了承したとしている。また、参加人は、原子力部会が開催された後、同部会委員の要請を受けた諮問庁から公開範囲を広げることを打診された際には、単価データを公にすることはやむを得ないと考え、それ以外の情報は公にしないことを求め、諮問庁はこれを了承した。さらに、その後既に開示した対外説明用資料を作成する際にも、記載内容について諮問庁と参加人との間で開示する情報の範囲について調整が行われたとしている。

このような説明からみると、本件対象文書について不開示とした部分は、諮問庁の要請を受けて、参加人が公にしないとの条件で任意に提供した情報であると認められる。

- (2) 法5条2号口の規定によると、行政機関の要請を受けて、法人等から公にしないとの条件で任意に提供されたものであっても、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況のみならず、現時点においても合理的であると認められるものであることが求められるものである。このため、本件対象文書について不開示とした情報ごとに、当該条件を付することの合理性について検討する。

#### ア フロントエンドコストに係る実績反映期間及び年数並びに参加人の市況認識等

フロントエンド、鉱石調達・精鉱、転換、濃縮、成型加工及び精鉱～成型加工（天然ウラン）の単価設定に関する実績反映期間並びに年数並びに参加人の市況認識等については、本件対象文書が取りまとめられた時点で、最近数年間の実績であることは既に明らかにされていること、また、電力各社ごとの数値ではなく各社全体の平均値であること、電力各社の契約は取引の相手ごとに取り引継続性、取引量等の様々な取引条件を考慮した交渉によって定まるものであること、現時点からみれば数年前の情報であることから、現在又は今後の取引に支障を与えることは考えられず、現時点において、公にしないとの条件を維

持すべき理由は乏しいものと認められる。

#### イ MOX成型加工の事業計画の内容、費用内訳等

この部分には、数年後に建設及び操業が予定されているMOX成型加工の事業計画の内容や、その時点における費用の試算等が記載されている。この情報は、「単価」、「役務範囲」及び「リードタイム」に分けられるが、「単価」の部分のうち、①MOX成型加工費の費用内訳である加工費、輸送費用及び所内取扱費用の単価、②加工費の表の表題に付された注釈、積算項目の内訳、項目別単価及び積算条件、③MOX燃料体換算の積算内容、④輸送費の表の表題に付された注釈、積算項目の内訳、項目別単価及び積算条件並びに⑤発電所内取扱費の算出方法が不開示とされている。

「単価」の部分について、まず、(1)の加工費の部分についてみると、(ア)「加工費の単価がいくらであるかという情報」、(イ)「加工費がどのような費目の積算によって算出されているかという情報」、(ウ)「加工費の積算項目である資本費、管理費及び変動費のそれぞれの単価並びにその合計がいくらであるかという情報」、(エ)「加工費の積算項目である資本費、管理費及び変動費がそれぞれどのような積算細目によって算出されているかという情報」、(オ)「加工費がどのような条件の下で算出されているかという情報(表の脚注)」、(カ)「試算がどのような性質であるかという情報(表の表題に付された注釈)」、(キ)「MOX燃料体換算がどのような前提条件の下で行われているかという情報」及び(ク)「MOX燃料体換算がどのような計算式・額により算出されているかという情報」が、それぞれ一定の意味を有するひとまとまりの情報と捉えることができ、これらのひとまとまりの情報のうち一部の要素については、他のひとまとまりの情報の要素にもなっている場合があるなど、重層的又は並列的な形で記載されているものと認められる。以下、このような考え方を前提に、不開示部分の妥当性について判断する。

上記の情報のうち、(ア)、(ウ)及び(ク)の情報は、各作業工程ごとの交渉相手に対して電力各社等の契約単価に対する相場観や支出予定金額を示すことになることから、これを公にすることにより、電力各社等が今後契約交渉を行う上で影響を生じるおそれがあると考えられ、公にしないとの条件を付することに合理性がある情報と認められ、法5条2号口に該当すると認められる。

また、(オ)及び(キ)については、MOX成型加工を行う事業者と

関係者等との間で現在行われている又は今後行われることが予定されている交渉に関する情報が記載されているものであり、当該事業者の今後の事業運営に影響を生じるおそれがあると考えられ、公にしないとの条件を付することに合理性がある情報と認められ、法5条2号口に該当すると認められる。

他方、(イ)、(エ)及び(カ)の情報は、電力各社等の交渉に影響を与えることは考えられず、公にしないとの条件を付する合理性は乏しい情報であり、法5条2号口に該当しないと認められる。

したがって、上記において、法5条2号口に該当すると認められる情報を開示したこととならない範囲で、その余の情報を開示しなければならないものであるから、別表第1欄MOX成型加工中同表第2欄に掲げる①の部分は、開示すべきである。

(2)輸送費、(3)発電所内取扱費及び冒頭部分についても同様な考え方で判断した結果、別表第1欄MOX成型加工中同表第2欄に掲げる②及び③の部分は、開示すべきである。

#### ウ フロントエンドの電力各社等の取引実績

上記アのバックデータである電力各社等のウラン鉱石の精鉱、転換、濃縮、再転換及び成型加工の各工程に係る価格、数量等が開示とされているが、これらの情報は、通常、契約において当事者に守秘義務が課されているものであり、通例として公にされない情報であると認められることから、公にしないとの条件を付することに合理的理由があると認められる。

#### エ 使用済燃料構内・構外輸送の算出方法、輸送費用の各項目に関する実績値等

この部分には、現在行われている又は今後行われることとなる使用済燃料の構内・構外輸送の費用見積額を算出する方法や、その前提条件等が記載されている。このうち、①構内・構外輸送の単価等、②二つの試算の表題、③人件費、トレーラ、輸送船に係る費用、輸送費及びキャスク費の積算単価、式に投入した人日数等の数値及び積算条件、④使用済燃料構内輸送費用及び使用済燃料構外輸送費用の算出根拠中の内訳、積算項目の料金及び単価並びに⑤試算に関する差異の説明が開示とされている。

当該部分に記載されている情報については、まず、最初の試算の部分についてみると、(ア)「人件費等の単価がいくらであるかという情報」、(イ)「人件費等の単価をどのような算出式により算出しているか

という情報」、(ウ)「人件費等の単価の算出式に投入する人日数等がいくらであるかという情報」、(エ)「人件費等がどのような前提条件の下で算出されているかという情報」、(オ)「試算がどのような性質のものであるかという情報」が、それぞれ一定の意味を有するひとまとまりの情報と捉えることができ、これらのひとまとまりの情報のうち一部の要素については、他のひとまとまりの情報の要素にもなっている場合があるなど、重層的又は並列的な形で記載されているものと認められる。以下、このような考え方を前提に、不開示部分の妥当性について判断する。

上記の情報のうち、(ア)及び(ウ)の情報は、電力各社等の交渉相手に対して電力各社等の契約単価等に対する相場観を示すことになることから、これを公にすることにより、電力各社が今後輸送に係る契約交渉を行う上で影響を生じるおそれがあると考えられ、公にしないとの条件を付することに合理性がある情報と認められ、法5条2号口に該当すると認められる。

他方、(イ)、(エ)及び(オ)の情報は、電力各社等の交渉に影響を与えることは考えられず、公にしないとの条件を付する合理性は乏しい情報であり、法5条2号口に該当しないと認められる。

したがって、上記において、法5条2号口に該当すると認められる情報を開示したこととならない範囲で、その余の情報を開示しなければならないものであるから、別表第1欄使用済燃料構内・構外輸送中同表第2欄に掲げる単価及び数値以外の部分は、開示すべきである。

二つ目の試算、試算に関する差異及び冒頭部分についても同様な考え方で判断した結果、別表第1欄使用済燃料構内・構外輸送中同表第2欄に掲げる単価及び数値以外の部分は、開示すべきである。

#### オ 再処理の積算項目、単価及び積算条件

再処理の積算項目、単価及び積算条件については、諮問庁の説明によれば電力各社等と再処理事業者との覚書を参考にしつつ作成されたものであるとされており、これら積算項目、単価及び積算条件として記載されているものの中には、当事者に守秘義務が課せられている情報が含まれていること、また、再処理の単価については、電力各社等有する他の交渉相手に対する契約単価等に対する相場観を示すことになることから、これを公にすることにより、電力各社等が契約交渉を行う上で影響を生じるおそれがあると考えられることから、公にしないとの条件を付することに合理的理由があると認められる。

カ 電力各社と再処理事業者との間の覚書の概要

当該覚書の概要には、電力各社と再処理事業者との間で合意された再処理料金の金額や支払い方法等に関する情報が記載されているが、これらの情報については、当事者に守秘義務が課せられているものであり、通例として公にされない情報であることから、公にしないとの条件を付することに合理的理由があると認められる。

キ 高レベル放射性廃棄物の貯蔵に係る費用内訳等

表の表題に付された注釈及び貯蔵費用の項目別費用額が不開示とされているが、この試算は40年間という長期に渡り支出される金額の合計値を推計したものであって、これを公にしたとしても、電力各社等が契約交渉上の不利益を被るおそれはないことから、公にしないとの条件を付する理由は乏しいものと認められる。

ク その他廃棄物の処理・貯蔵・処分に係る費用内訳等

①その他廃棄物の処理に関する情報のうち表の表題に付された注釈、処理費用の項目別費用額及び処理単価の算出方法、②その他廃棄物の貯蔵に関する情報のうち表の表題に付された注釈及び貯蔵費用の項目別費用額並びに③その他廃棄物の処分に係る情報のうち表の表題に付された注釈及び処分費用の項目別費用額が不開示とされているが、これらの試算は40年間という長期に渡り支出される金額の合計値を推計したものであって、これらを公にしたとしても、電力各社等が契約交渉上の不利益を被るおそれはないことから、公にしないとの条件を付する理由は乏しいものと認められる。

ケ サイクル税の見通し

サイクル税の見通しについては、公にすることにより、関係者の当時の見通しの内容が明らかになるが、これは当時の関係者の担税力に関する認識であるため、今後税率等について課税主体である地方公共団体と協議を行う際に支障を生じるなど、関係者の今後の事業運営に影響が生じるおそれがあると考えられ、公にしないとの条件を付することに合理的理由があると認められる。

3 法5条2号イ該当性

諮問庁は、本件対象文書について不開示とした部分は、電力各社等の取引実績や事業の将来計画等に関するデータ等であって、これを公にすることは、電力各社等の価格交渉上不利な状況をもたらすおそれがあり、また、このような内部情報を公にすることは、参加人と電力各社等の信頼関係が損なわれ、事業運営に支障が生じるとして、法5条2号イに該

当すると主張する。

しかしながら、不開示とした部分のうち、上記2(2)において、法5条2号口に該当しないとした情報については、公にすることにより、電力各社等の現在又は今後の取引その他の事業運営に影響を与えないと考えられることから、同号イの「正当な利益を害するおそれがある」とは認められない。

上記以外のフロントエンドに係る電力各社ごとの取引実績に関する情報等の情報については、公にすることにより、電力各社等の価格交渉上不利益を被るおそれがあると認められ、法5条2号イの情報に該当すると認められる。

#### 4 法5条2号ただし書該当性及び法7条の適用について

(1) 異議申立人は、原子力発電の経済性が電気料金に影響すること、使用済み燃料を直接処分するか再処理をするかの総合的な判断を行った上での選択は、国民の検証を受けた上で、政策の選択を行うべきであること等を理由に、本件対象文書について不開示とした部分について、法5条2号ただし書又は7条の規定に基づき開示すべき旨を主張している。

(2) 法5条2号ただし書の情報とは、事業活動によって人の生命、健康、生活又は財産に被害等が発生又は再発することを防止するために公にすることが必要なものを言い、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことによる法人等の利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときには、これを開示する趣旨である。

電気料金については、電気事業法19条の規定により経済産業大臣の認可が必要とされており、その適正性は認可により担保されていると認められること、核燃料サイクルコストに関して、対外説明用資料を公表するとともに、本件開示請求に対応して、同文書を開示していることから、本件対象文書について不開示とした部分（前記2及び3により当審査会が開示すべきとする情報を除く。）を公にすることの利益が、電力各社の交渉上の不利益を上回るとは認められず、法5条2号ただし書に該当しないと認められる。

また、原子力発電に対する国民の関心に対応して、諮問庁が部会配付資料及び対外説明用資料を公表していることを踏まえると、諮問庁が法7条の規定により公益上の理由による裁量的開示をしなかったことについて、法の規定に反するものとは認められない。

## 5 不開示情報の独立一体性の範囲について

諮問庁は、法5条各号の不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を対象として不開示情報該当性を判断すべきであり、これを更に細分化して裁量により開示を行ったものについて、これ以上細分化することは法の予定していないところである旨主張しているの、この点について、検討する。

情報とは、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを有していると考えられる。また、このひとまとまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合が多い。

本件対象文書に記載されている情報についても、例えば、原子力発電の経済性試算、工程別費用、内訳項目（又はその細目）、費用、算出条件というように重層的に捉えることができる。

不開示情報についても、重層的な捉え方が可能である場合には、不開示とする合理的な理由のない情報は開示とする法の定める開示請求権制度の趣旨に照らし、開示することが適当でない認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当である。

特定の個人を識別することができる情報については、法6条2項により、個人識別性のある部分以外の部分について、公にしても当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を開示すべきとし、不開示情報を更に細分化して開示することされているが、その他の不開示情報については、不開示情報を更に細分化して開示するという規定は設けられていない。これは、特定の個人を識別することができる情報については、その全体を一律に不開示とすると個人の権利利益の保護の必要性を越えて不開示の範囲が広くなりすぎおそれがあること、及びその他の不開示情報にあつては、重層的な捉え方が可能な情報に対して一定の利益を保護するために開示することが適当でない認められるひとまとまり、すなわち、法5条各号の不開示事由とされている「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲で捉えれば、不開示の範囲が不必要に広くなりすぎおそれがないことによる。

したがって、不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を単位に捉えるとしても、特定の個人を識別することができる情報以外の不開示情報にあつては、その範囲は、重層的な各階層で捉えていった結果、最終的には不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲となるべきものである。



本件については、以上の考え方により、本件対象文書に記載されている情報について、不開示情報該当性を判断したものである。

6 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書の一部開示決定において不開示とした部分のうち、別表第2欄に掲げる部分を開示すべきであると認めた。

第7 答申に関与した委員

藤井龍子，秋山幹男，藤田宙靖

別表

第1：区 分	第2：開示すべき部分	備 考
フ ロ ン ト エ ン ド コ ス ト  ・ 鈹石調達・精鈹  ・ 転換  ・ 濃縮  ・ 成型加工  ○MOX 成型加工  ・ 精鈹～成型加工（天然 ウラン）	単価設定に関する実績反映期間及び年 数並びに参加人の市況認識等	(1)
	単価設定に関する実績反映期間及び年 数	(2)
	単価設定に関する実績反映期間及び年 数並びに市況認識等	(3)
	単価設定に関する実績反映期間及び年 数	(4)
	単価設定に関する実績反映期間及び年 数	(5)
	①加工費の表の表題に付された注釈及 び積算項目の内訳, ②輸送費の表の表題に 付された注釈, 積算項目の内訳及び積算条 件（最初の2行を除く。）並びに③発電所 内取扱費の算出方法	(6) の一部
単価設定に関する実績反映期間及び年 数並びに参加人の市況認識	(8)	

バック エンド コスト	○使用済燃料構内・構外 輸送	単価及び数値以外の部分	(25) の一 部
	○高レベル放射性廃棄物 貯蔵	表の表題に付された注釈及び貯蔵費用 の単価	(28)
	○その他廃棄物処理	表の表題に付された注釈, 処理費用の項 目別費用額及び処理単価の算出方法	(29), (30) 及び(31)
	○その他廃棄物貯蔵	表の表題に付された注釈及び項目別費 用額	(32)
	○その他廃棄物処分	表の表題に付された注釈及び処分費用 の項目別費用額	(33)

注：備考欄の数値は，諮問庁が提出した法 27 条 3 項の資料に付された不開示箇所の整理番号

